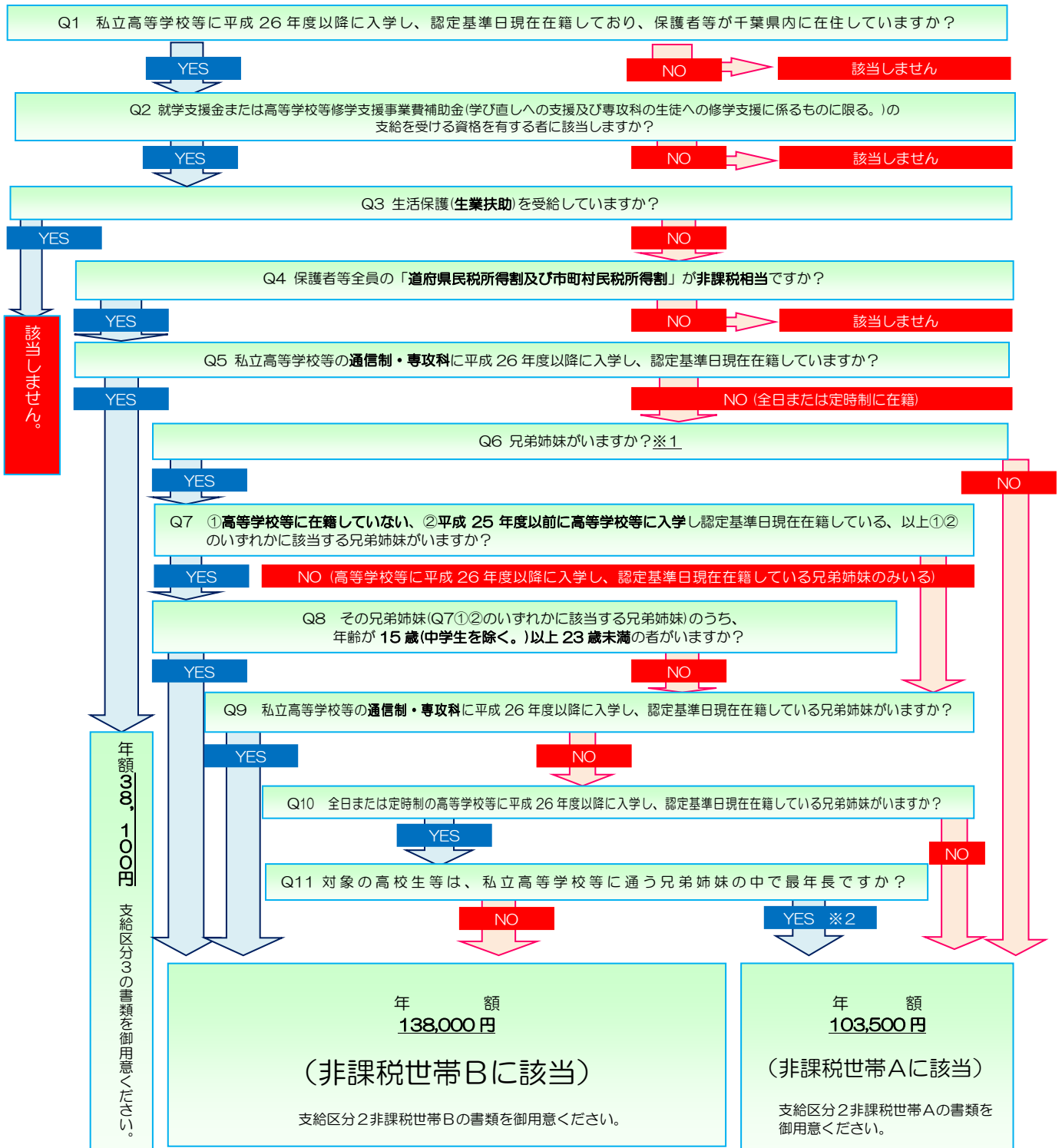


千葉県私立高等学校等奨学のための給付金 対象確認シート

認定基準日…申請日の属する月の初日

※申請に係る高校生等ひとりひとりについて以下の質問にお答えください。



※1 「高校生等に兄弟姉妹がいる」とは、「高校生等及び当該兄弟姉妹が、当該世帯に扶養されている」ことを指します。

※2 全日または定時制の私立高等学校等に平成 26 年度以降に入学し、認定基準日現在在籍しているのが全日または定時制の私立高等学校等に弟妹のみの場合で、その弟妹が認定基準日時点の休学等により給付金の対象となっていない場合は、Q11 の回答は「NO」となり、支給額は 138,000 円となります。

注) 全日・定時制に通う非課税世帯の高校生等の場合で、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が全日・定時制の私立高等学校等に在籍している場合は、当該世帯に扶養されている生徒のうち、第1子を「非課税世帯A」として取り扱い、第2子以降を「非課税世帯B」として取り扱います。ただし、高等学校等に在籍していない・国公立高等学校等に通っている15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が別に存在する場合は、全日・定時制に通う私立高校生等の最年長者について「非課税世帯A」、その他を「非課税世帯B」として取り扱います。(通信制・専攻科の兄弟姉妹がいる場合は、全日・定時制に通う私立高等学校等の高校生等は「非課税世帯B」として取り扱います。)

御不明な点があれば千葉県総務部学事課私学振興班 奨学のための給付金担当(043-223-2162)まで御連絡ください。